平成３０年（フ）第２４号
仙台市青葉区新坂町２番19号　丸塚アパート203
債務者　齋藤　法男
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１１３号
仙台市青葉区北根３丁目15番12号　ヒルサイドテラス203
債務者　松田　伊織
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
福島県伊達市保原町柱田字土橋30番地１
債務者　後藤　伸裕
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第１７号
福島県いわき市東田町塩田３番地の20　マリンシティＳＨＩＯＤＡ・Ｃ101
債務者　菅野　亜惟
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第１９号
茨城県牛久市栄町４丁目119番地14
債務者　日下部　遼
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第６号
群馬県桐生市広沢町１丁目2531番地の７
債務者　柳岡　　豊
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第１３号
群馬県桐生市境野町６丁目469番地の１
債務者　小島　絵美（旧姓三俣）
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第１５号
群馬県みどり市笠懸町鹿3691番地　ラ・オベルジヌＢ202
債務者　人見　竜二
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第２７号
新潟市中央区白山浦２丁目89番地
債務者　土屋　　勝
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２９号
新潟市西蒲区巻甲4064番地９、前住所東京都北区田端４丁目６番11号　千鳥荘11号
債務者　保川恵理子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３１号
新潟市西区立仏36番地４
債務者　山本　晃大
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３７号
新潟市江南区下早通１丁目２番18号　グランドマンション303号
債務者　吉崎　充代
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３９号
新潟市西蒲区和納6860番地１
債務者　市川　和美
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４０号
新潟市中央区下旭町108番地２
債務者　宮路　義弘
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４１号
新潟市中央区下旭町108番地２
債務者　宮路すみえ
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５０号
新潟市西蒲区曽根1019番地１
債務者　真島　　恵
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５７号
新潟市東区秋葉通２丁目3722番地216　市営住宅Ｆ棟103号
債務者　一兜まり子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月７日まで
新潟地方裁判所民事部